

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ全体に亘る確かつ迅速な意思決定と、各事業部門の機動的かつ効率的な運営を可能にする経営体制の確立を目的として、経営機構を整備してまいりました。

具体的には、グループとしての意思疎通の円滑化のため、主要な子会社の経営幹部を含めた、「グループ合同役員会」を開催しています。

また、取締役会の活性化、業務執行の監督強化により、コーポレートガバナンスを充実させるため、取締役会では、社外取締役及び社外監査役から、広く意見を聴取することを心がけています。さらに、法律問題につきましては顧問弁護士と、知的財産権問題につきましては顧問弁理士と、会計上の問題については顧問公認会計士・税理士と、それぞれ適時に相談しながら、経営管理をいたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CKサンエツ取引先持株会	937,800	10.58
シーケー金属株式会社	820,900	9.26
CKサンエツ従業員持株会	761,660	8.59
株式会社北陸銀行	370,150	4.17
株式会社北國銀行	330,000	3.72
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	257,500	2.90
釣谷 圭介	251,800	2.84
釣谷 宏行	224,100	2.53
株式会社福井銀行	150,000	1.69
渡 信行	131,000	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	非鉄金属
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は上場子会社として日本伸銅株式会社を有しておりますが、当該子会社に関しては、自主・独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、当社グループの持続的な成長・発展に努めております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
榎田 和彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榎田 和彦	○	—	(株)UACJ相談役であり、伸銅業界全般に関する豊富な知見を有しており、当社の親会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との利益相反のおそれはないと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人との会合は、年間の定例会として監査方針の説明会(1回)、監査実施状況の報告会(4回)が開催され、その他必要に応じて随時連絡会が開催されます。
 会計監査人は新日本有限責任監査法人で、年間監査計画に基づき各種監査が実施されております。
 監査役と内部統制部門の監査・規格管理部との会合は、年間3回の定期会合のほか、随時開催されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡 信行	他の会社の出身者													
伊勢 正幸	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡 信行	○	――	企業の経営の経験を有しており、当社の親会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との利益相反のおそれはないと判断したため。
伊勢 正幸	○	――	企業の経営の経験を有しており、当社の親会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との利益相反のおそれはないと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

――

役員報酬規程を適切に改定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

全取締役の支給総額を有価証券報告書、事業報告にて開示しております。
平成26年度における取締役の報酬等の総額は、81百万円(対象員数5人)であります。
平成26年度における監査役の報酬等の総額は、7百万円(対象員数4人)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社内外の情報につきましては、都度、書類の配付、郵送、電子メールなどで伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役制度を採用しております。会社の機関として取締役会及び監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を行っております。取締役会は、所轄事項の責任体制を確立し、経営の効率を高めるよう努めております。
当社独自の機関として、グループとしての意思疎通の円滑化のため、主要な子会社の経営幹部が出席する、「グループ合同役員会」を設置しており、代表取締役の重要な職務権限行使にあたっての諮問機関と位置づけております。
監査役会は3名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として3ヶ月に1回開催し、監査計画の決定、監査内容の報告、協議、承認等を行っております。
監査役は、原則としてすべての取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況や取締役会の意思決定過程を監査し、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
内部監査につきましては、組織における相互の監視・牽制を機能させ内部監査の実効を上げるよう準備して参ります。
会計監査におきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社では、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、3名全員とも人的・資金的・その他の利害関係から判断して、独立性が高く、外部の視点から取締役の業務執行に対して監査できることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は、平成27年6月23日(火)に開催いたしました。開催日の決定に当たっては、株主の出席の利便性を考慮いたしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、その他の適時開示資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理統括部が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの役員及び従業員が遵守すべき規範を定めた「CKサンエツグループ 行動規範」に、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	主要な事業子会社では、ISO14001の認証を取得し、環境保全を推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

基本的な考え方(基本方針)

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全ての取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - (2) 監査・規格管理部を設置する。監査・規格管理部は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価するとともに、維持・改善を図る。
 - (3) 取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの抽出、評価を行い対応策を検討し実行する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
5. 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (2) 当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に出席し、職務の執行に係る事項を報告する。
 - (3) 当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - (4) 当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する。
6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役会が必要とした場合、管理統括部門は監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、その使用人の取締役からの独立性を確保する。
8. 監査役会の6.の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査役の指示にのみ従うものとする。
9. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査役に報告する。
 - (2) 当社及び子会社は、当社の監査役への適切な通報体制を確保するものとする。
 - (3) 当社の監査役は必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。
 - (4) 上記(1)から(3)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。
10. 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。
11. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - (2) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

整備状況

1. 取締役会において、コンプライアンス基本方針を承認し、周知徹底しています。
2. 公益通報者保護規程を策定し、内部通報の対応窓口を管理統括部と定め、また、主要な子会社の事業所ごとに意見箱を設置して、毎月、意見書を回収しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの役員及び従業員が遵守すべき規範を定めた「CKサンエツグループ 行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断と介入防止に努める旨を規定しております。
また、警察当局並びに顧問弁護士等との連携を取り、反社会勢力に関する情報を交換しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 買収防衛に関する事項

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させ、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者も株主の皆様に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の概要

本プランでは、当社株式に対し特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下、かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為または合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行う者が、大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

本プランは、大規模な買付行為や買付提案について、実行前に大規模な買付を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、当社が当該大規模な買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様への当社経営陣の計画や代替案等の提示および必要に応じて大規模な買付を行う者との交渉を行うことにより、株主の皆様に必要なかつ十分な情報および時間を提供し、株主の皆様が当該大規模な買付等に応ずるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価・検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い公表することとします。

当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講ずることがあります。

このように当社取締役会が、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、その判断の客観性・合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で行うものとします。

本プランは、平成27年6月23日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り導入しており、その有効期限は、平成30年6月までに開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.cksanetu.co.jp>)に掲載しておりますのでそちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

